

No. 1 9

令和8年（3月）

第1回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市



## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 1 4 号	熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	1
第 1 5 号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	1 3
第 1 6 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	1 7
第 1 7 号	熊谷市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表	中央公民館	1 8
第 1 8 号	熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例案新旧対照表	江南文化財 センター	1 9
第 1 9 号	熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課	2 1
第 2 0 号	熊谷市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課 障害福祉課	2 2
第 2 1 号	熊谷市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	都市計画課	2 4
第 2 2 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	2 5
第 2 3 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	2 6
第 2 4 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	2 8
第 2 5 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	2 9
第 2 6 号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予 防 課	3 9
第 2 8 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	4 3
第 2 9 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	4 6
第 3 0 号	事業契約の締結についての変更について ((仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その1))	道 の 駅 整 備 室	4 9
第 3 1 号	事業契約の締結についての変更について ((仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その2))	道 の 駅 整 備 室	5 0

議案第14号の参考資料

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(第1条関係)

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例(平成17年条例第45号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	
(報酬)	
第2条	特別職の職員に支給する報酬の額は、 <u>別表</u> のとおりとする。
2	(略)
(費用弁償)	
第3条	(略)
2	<u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、規則の定めるところによる。</u>
3	<u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u>
(外国旅行)	
第4条	委員が公務のため外国へ旅行したときの旅費は、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例による。 <u>この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に規定する指定職職員等とする。</u>
第5条	(略)
(委任)	
第6条	<u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
別表(第2条関係)	
	(略)

現 行

(報酬)

第2条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 (略)

(費用弁償)

第3条 (略)

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

3 鉄道賃、船賃及び航空賃は、一般職職員の例による。

4 車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、別表第2のとおりとし、支給については、一般職職員の例による。

(外国旅行)

第4条 委員が公務のため外国へ旅行したときの旅費は、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中の指定職の職務にある者の例による。

第5条 (略)

別表第1（第2条関係）

(略)

別表第2（第3条関係）

旅費			
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）
			食卓料（1夜につき）
37円	県内（市内及び隣接市町を除く。）	鉄道、バス又は市の自動車を使用し、かつ、往復100キロメートル未満の場合 1,150円	16,500円
（バス又はケーブル等を利用した部分については、その実費とする。）		上記以外の場合 2,300円	
	県外（隣接市町を除く。） 3,000円		
備考 隣接市町とは、県内にあつては深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町及び吉見町と、 県外にあつては太田市、大泉町及び千代田町とする。			

(第2条関係)

熊谷市証人等の費用弁償に関する条例(平成17年条例第46号)

(下線部分は改正部分)

改正案

(費用弁償)

第2条 次の各号に掲げる者に対し、費用弁償を支給する。

(1)～(11) (略)

2 前項の費用弁償の額は、熊谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第45号)第1条に規定する特別職の職員の例による。ただし、日当については、1日につき3,000円を超えない範囲内で市長の定める額を支給する。

(第3条関係)

熊谷市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費等に関する条例  
(平成17年条例第48号)

(下線部分は改正部分)

改正案

(給料)

第4条 特別職職員の給料月額、別表のとおりとする。

(旅費)

第6条 (略)

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、規則の定めるところによる。

3 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(外国旅行)

第7条 特別職職員が公務のため外国へ旅行したときの旅費は、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例による。この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)第1条第2項第2号に規定する指定職職員等とする。

第8条 (略)

(委任)

## 現 行

(費用弁償)

第2条 次の各号に掲げる者に対し、別表に定める費用弁償を支給する。

(1)～(11) (略)

別表 (第2条関係)

費用弁償の額			
<u>鉄道賃</u>	<u>車賃 (1キロメートルにつき)</u>	<u>日当 (1日につき)</u>	<u>宿泊料 (1夜につき)</u>
<u>一般職職員に支給する額に相当する額</u>	<u>37円 (バス等を利用した部分については、その実費とする。)</u>	<u>2,300円</u>	<u>16,500円</u>

## 現 行

(給料)

第4条 特別職職員の給料月額は、別表第1のとおりとする。

(旅費)

第6条 (略)

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

3 鉄道賃、船賃及び航空賃は、一般職職員の例による。

4 車賃、日当、宿泊料及び食卓料は別表第2のとおりとする。

(外国旅行)

第7条 特別職職員が公務のため外国へ旅行したときの旅費は、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) 中の指定職の職務にある者の例による。

第8条 (略)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

(略)

(第4条関係)

熊谷市一般職職員の旅費に関する条例（平成17年条例第53号）

（下線部分は改正部分）

### 改正案

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを職員に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

別表第1（第4条関係）

(略)

別表第2（第6条関係）

旅費				
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
37円 （バス又はケーブル等を利用した部分については、その実費とする。）	県内（市内及び隣接市町を除く。）	鉄道、バス又は市の自動車を使用し、かつ、往復100キロメートル未満の場合 1,150円 上記以外の場合 2,300円	16,500円	3,000円
	県外（隣接市町を除く。）	3,000円		
備考 隣接市町とは、県内にあつては深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町及び吉見町と、県外にあつては太田市、大泉町及び千代田町とする。				

現 行

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

（旅費の支給）

第3条 (略)

2 (略)

（旅費の種類）

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、急行料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃、寝台料金その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、規則で定める費用の額の合計額とする。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情等を勘案して規則で定める額（次項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第2項から第5項までに規定する各費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。  
（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

- 2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、前条第2項から第5項までに規定する各費用について、当該各項及び前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。
- 3 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について前条第6項及び第7項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

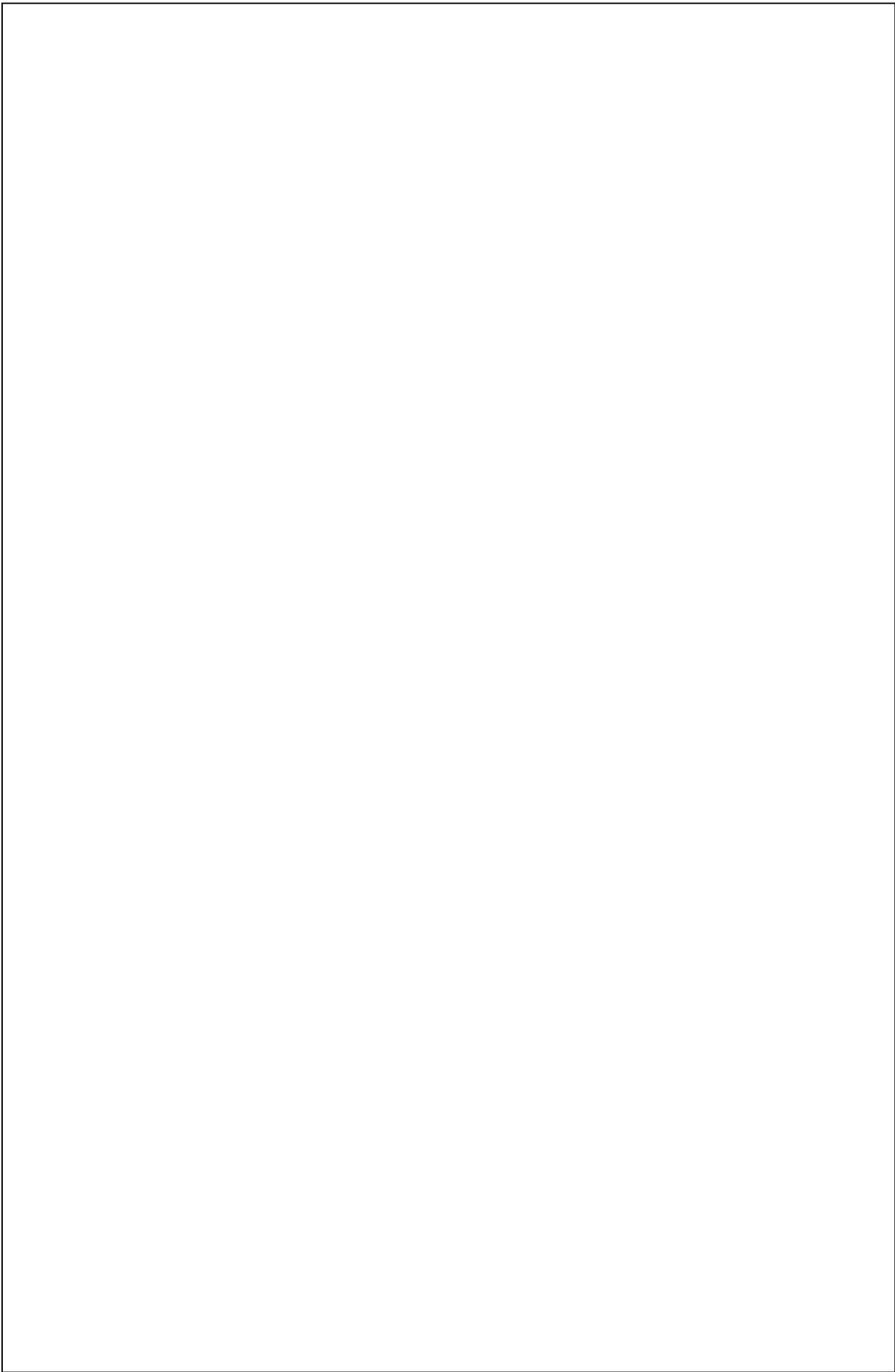
第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第7条 1日の旅行において日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
  - (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、急行料金
  - (4) 第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる県外旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
  - (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による県外旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに規定する場合に限り支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
  - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの及び公務の遂行上緊急を要す



るもの

3 第1項第4号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

4 第1項第5号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、旅客運賃のほか、特別船室料金及び座席指定料金

(2) 運賃の等級を階級で区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、旅客運賃（通行税を含む。）による。ただし、出張命令権者が必要と認める場合に限り支給する。

(車賃)

第11条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃では実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第12条 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第14条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。

第15条 削除

(研修等の旅費)

第16条 職員が研修、講習、訓練又はこれらに類する目的（以下「研修等」という。）のため市外へ旅行する場合には、別表による。ただし、次の各号に掲げる場合については、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 県外研修等の鉄道賃 県外通勤研修等でその実日数が引き続き15日を超える場合の鉄道賃は、研修等の初日から普通旅客運賃

(2) 通勤研修等の日当額 通勤研修等で実日数が15日を超える場合は、その超える日に対する日当額は、県内1, 150円、県外2, 300円

(3) 宿泊研修等の日当額

ア 1箇月までの場合 宿泊研修等でその期間が1箇月までの場合においては、15日を超える日に対する日当額は、県内1, 150円、県外2, 300円

イ 1箇月を超える場合 宿泊研修等でその期間が1箇月を超える場合においては、アによるもののほか、1

第7条～第9条 (略)

(旅費の返納)

第10条 出張命令権者は、職員又は旅行役務提供者がこの条例に基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 職員がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、出張命令権者がその後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第11条 (略)

箇月を超える日に対する日当額は、県内1,150円、県外1,300円

(4) 宿泊研修等の宿泊料 宿泊研修等の場合の宿泊料は、別表の金額の範囲内で実費  
第17条～第19条 (略)

第20条 (略)

別表 (第11条—第14条、第16条関係)

旅費				
車賃	日当		宿泊料	食卓料
37円 (バス又はケーブル等を利用した部分については、その実費とする。)	県内 (市内及び隣接市町を除く。)	鉄道、バス又は市の自動車を使用し、かつ、往復100キロメートル未満の場合 1,150円	14,000円	3,000円
		上記以外の場合 2,300円		
	県外(隣接市町を除く。) 3,000円			
備考 隣接市町とは、県内にあつては深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町及び吉見町と、 県外にあつては太田市、大泉町及び千代田町とする。				

議案第15号の参考資料

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成17年条例第51号）  
（下線部分は改正部分）

改正案

（地域手当）

第8条の2（略）

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)（略）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1)（略）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給対象期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

現 行

(地域手当)

第8条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

通勤距離	<u>2</u> キ	<u>2</u> キ	<u>6</u> キ	<u>1 0</u>	<u>1 4</u>	<u>1 8</u>	<u>2 2</u>	<u>2 6</u>	<u>3 0</u>	<u>3 4</u>
	ロメ	ロメ	ロメ	キロ						
	ー	ー	ー	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
	ト	ト	ト	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	ル未	ル以	ル以	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
	満	上6	上10	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
		キ	キ	以	以	以	以	以	以	以
		ロ	ロ	上	上	上	上	上	上	上
		メ	メ	1	1	2	2	3	3	
		ー	ー	4	8	2	6	0	4	
	ト	ト	キ	キ	キ	キ	キ	キ		
	ル	ル	メ	メ	メ	メ	メ	メ		
	未	未	ー	ー	ー	ー	ー	ー		
	満	満	ト	ト	ト	ト	ト	ト		
			ト	ト	ト	ト	ト	ト		
			ル	ル	ル	ル	ル	ル		
			未	未	未	未	未	未		
			満	満	満	満	満	満		

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金を相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

額	使用する 自転車等 が自転車 の場合	<u>1,</u> 200 円	<u>3,</u> 100 円	<u>4,</u> 000 円	<u>6,</u> 000 円	<u>7,</u> 100 円	<u>7,</u> 100 円	<u>7,</u> 100 円	<u>7,</u> 100 円	<u>7,</u> 100 円	<u>7,</u> 100 円
	使用する 自転車等 が原動機 付の場合	<u>1,</u> 200 円	<u>4,</u> 000 円	<u>5,</u> 200 円	<u>8,</u> 100 円	<u>11,</u> 100 円	<u>13,</u> 700 円	<u>16,</u> 800 円	<u>19,</u> 900 円	<u>23,</u> 000 円	<u>26,</u> 100 円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第16号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成17年条例第66号）

（下線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
	事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額
55 の9	<u>要除却等認定マ</u> <u>ンションに係る</u> <u>マンションの建</u> <u>替えにより新た</u> <u>に建築されるマ</u> <u>ンション又は要</u> <u>除却等認定マン</u> <u>ションに係るマ</u> <u>ンションの更新</u> <u>がされるマンショ</u> <u>ンの容積率又は</u> <u>各部分の高さに</u> <u>関する特例許可</u> （ <u>マンションの</u> <u>再生等の円滑化</u> <u>に関する法律（平</u> <u>成14年法律第</u> <u>78号）第163</u> <u>条の59第1項</u> <u>の規定によるも</u> <u>のをいう。）の申</u> <u>請に対する審査</u>	（略）	55 の9	<u>要除却認定マン</u> <u>ションの建替え</u> <u>により新たに建</u> <u>築されるマンショ</u> <u>ンの容積率の特</u> <u>例許可（マンショ</u> <u>ンの建替え等の</u> <u>円滑化に関する</u> <u>法律（平成14年</u> <u>法律第78号）第</u> <u>105条第1項</u> <u>の規定によるも</u> <u>のをいう。）の申</u> <u>請に対する審査</u>	（略）
備考（略）			備考（略）		

議案第 17 号の参考資料

熊谷市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市公民館条例（平成 17 年条例第 103 号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>〃 箱田公民館</u>	<u>〃 仲町 19</u> <u>番地</u>	<u>〃 箱田公民館</u>	<u>〃 仲町 19</u> <u>番地</u>
		<u>〃 宮町公民館</u>	<u>〃 仲町 19</u> <u>番地</u>

議案第18号の参考資料

熊谷市星溪園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市星溪園条例（平成17年条例第112号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第2条（略） （管理）</p> <p><u>第3条 星溪園は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u></p> <p>（休園日）</p> <p><u>第4条 星溪園の休園日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、これを変更し、又は臨時に休園することができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（入園の制限）</p> <p><u>第5条 教育委員会は、正当な理由がなく星溪園への入園を拒み、又は星溪園からの退去を命じてはならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、星溪園への入園を拒み、又は星溪園からの退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（利用の許可）</p> <p><u>第6条 施設利用者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。</u></p> <p><u>第7条（略）</u> （使用料の減免）</p> <p><u>第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>第9条（略）</u> （販売行為等の禁止）</p> <p><u>第10条 星溪園において、物品の販売その他これに類する行為（別表において「販売行為等」という。）をしてはな</u></p>	<p>第2条（略）</p> <p>（休園日）</p> <p><u>第3条 星溪園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、これを変更し、又は臨時に休園することができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（入園の制限）</p> <p><u>第4条 市長は、正当な理由がなく星溪園への入園を拒み、又は星溪園からの退去を命じてはならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、星溪園への入園を拒み、又は星溪園からの退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（利用の許可）</p> <p><u>第5条 施設利用者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。</u></p> <p><u>第6条（略）</u></p> <p><u>第7条（略）</u> （販売行為等の禁止）</p> <p><u>第8条 星溪園において、物品の販売その他これに類する行為（別表において「販売行為等」という。）をしてはな</u></p>

改正案	現行
<p>らない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p><u>第11条</u> <u>教育委員会</u>は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は星溪園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第12条～第14条</u> (略)</p> <p>別表(第2条、<u>第7条</u>関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>	<p>ない。ただし、<u>市長</u>の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)</p> <p><u>第9条</u> <u>市長</u>は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は星溪園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第10条～第12条</u> (略)</p> <p>別表(第2条、<u>第6条</u>関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>

議案第 19 号の参考資料

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市児童福祉審議会条例（平成 17 年条例第 134 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第 11 条 審議会の庶務は、<u>こども健康 部こども政策課</u>において所掌する。</p>	<p>（庶務） 第 11 条 審議会の庶務は、<u>こども課</u>に おいて所掌する。</p>

議案第 20 号の参考資料

熊谷市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する  
条例案新旧対照表

(第 1 条関係)

熊谷市こども医療費の助成に関する条例 (平成 17 年条例第  
140 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(受給者の登録等)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給者は、対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等 <u>(以下この項において「電子資格確認等」という。)</u>により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、<u>受給者証の提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない。</u></p>	<p>(受給者の登録)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給者は、対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、<u>受給者証を提示しなければならない。</u></p>

(第 2 条関係)

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 (平成 17 年  
条例第 141 号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(受給者証の提示等)</p> <p>第 5 条の 2 受給者証の交付を受けている者 (以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等 <u>(以下この条において「電子資格確認等」という。)</u>により第 3 条第 1 項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、<u>受給者証の提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第 5 条の 2 受給者証の交付を受けている者 (以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により第 3 条第 1 項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、<u>受給者証を提示しなければならない。</u></p>

(第 3 条関係)

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成17年条例第157号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受給者証の<u>提示等</u>）</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等（以下この条において「<u>電子資格確認等</u>」という。）により被保険者等又は第3条第1項に規定する被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証の<u>提示又は受給者に係る電子資格確認等の送信をしなければならない</u>。</p>	<p>（受給者証の<u>提示</u>）</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は第3条第1項に規定する被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を<u>提示しなければならない</u>。</p>

議案第 21 号の参考資料

熊谷市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市建築物駐車施設附置条例（平成 17 年条例第 220 号）  
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第 3 条 駐車場整備地区内において、特定用途（法第 20 条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積と非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）に供する部分の延べ面積に 0.5 を乗じて得たものとの合計が 1,000 平方メートルを超える延べ面積の建築物を新築しようとする者は、別表第 2 の左欄に掲げる延べ面積をそれぞれ右欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>2・3 （略） （適用除外）</p> <p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第 3 条から第 5 条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 共同住宅、長屋住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）</u></p> <p><u>(5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設</u></p>	<p>（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）</p> <p>第 3 条 駐車場整備地区内において、特定用途（法第 20 条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積と非特定用途（特定用途以外の用途をいい、規則で定める建築物を除く。以下同じ。）に供する部分（以下「非特定部分」という。）の延べ面積に 0.5 を乗じて得たものとの合計が 1,000 平方メートルを超える延べ面積の建築物を新築しようとする者は、別表第 2 の左欄に掲げる延べ面積をそれぞれ右欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>2・3 （略） （適用除外）</p> <p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第 3 条から第 5 条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 建築物が非特定部分であり、かつ、市長が特に駐車施設を必要としないと認める建築物</u></p>

議案第 22 号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年条例第 224 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通勤手当）</p> <p>第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>(4) <u>前 2 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「<u>自転車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）</p>

議案第 23 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 226 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあつては、<u>1 万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 5, 0 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については<u>4 3 3 円</u>を、<u>第 2 号から第 5 号まで</u>のいずれかに該当す</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあつては、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 5 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については<u>1 0 0 円</u>を、<u>第 2 号に該当する扶養親族</u>については 1 人</p>

改 正 案	現 行																																						
<p>る扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340 円</td> <td>14,170 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670 円</td> <td>12,500 円</td> <td>13,340 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000 円</td> <td>10,840 円</td> <td>11,670 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340 円	14,170 円	15,000 円	分団長及び副分団長	11,670 円	12,500 円	13,340 円	部長、班長及び団員	10,000 円	10,840 円	11,670 円	<p>につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900 円</td> <td>13,700 円</td> <td>14,500 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300 円</td> <td>12,100 円</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700 円</td> <td>10,500 円</td> <td>11,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900 円	13,700 円	14,500 円	分団長及び副分団長	11,300 円	12,100 円	12,900 円	部長、班長及び団員	9,700 円	10,500 円	11,300 円
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	13,340 円	14,170 円	15,000 円																																				
分団長及び副分団長	11,670 円	12,500 円	13,340 円																																				
部長、班長及び団員	10,000 円	10,840 円	11,670 円																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,900 円	13,700 円	14,500 円																																				
分団長及び副分団長	11,300 円	12,100 円	12,900 円																																				
部長、班長及び団員	9,700 円	10,500 円	11,300 円																																				

議案第24号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立第4東児童クラブ	（略）	熊谷市立第4東児童クラブ	（略）
<u>熊谷市立第5東児童クラブ</u>	<u>熊谷市筑波一丁目109番地1</u>		

議案第 25 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 前条に規定する者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（次号及び第 3 号において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（第 3 号において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て</u></p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 前条に規定する者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（次号及び第 3 号において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（第 3 号において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>に充てるための<u>国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.6万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.6万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2.6万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2.6万円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額</u>（以下「基礎控除後の総所得金額等」</p>	<p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.5万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6.5万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2.4万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2.4万円</u>とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び</u></p>

改正案	現行
<p>という。)に<u>100分の7.28</u>を乗じて算定する。</p>	<p>山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.04</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>40,500円</u>とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>35,500円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.58</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.48</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>15,500円</u>とする。</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.12</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.02</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,500円</u>とする。</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p>
<p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</u></p>	
<p>第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.29</u>を乗じて算定する。</p>	
<p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</u></p>	
<p>第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,</u></p>	

改正案	現行
<p><u>787円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について114円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には<u>26万円</u>)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には<u>24万円</u>)<u>及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)の合算額とする。</u></p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を</p>

改正案	現行
<p>受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>28,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,850円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,850円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除</u></p>	<p>受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>24,850円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,150円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,150円</u></p>

改正案	現行
<p>く。) <u>1人について 1,251円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,750円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,750円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 894円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>17,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>

改正案	現行
<p>合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,100円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,100円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について <u>358円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>6,075円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>10,125円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>16,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>20,250円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>2,325円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>6,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,750円</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>268円</u></p> <p>イ <u>前項第2号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>447円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号エに規定する金額を減額した世帯</u> <u>715円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> <u>894円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>5,325円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>8,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>14,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>2,175円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,250円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出</p>

改 正 案	現 行
<p>産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>)は、当該<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項第1号中「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)<u>、</u>」とあるのは「後期高齢者支援金等(次号にお</p>	<p>産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項第1号中「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び</u>」とあるのは「後期高齢者支援金等(次号に</p>

改 正 案	現 行
<p>て「後期高齢者支援金等」という。) 及び同法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）<u>」と、「及び子ども・子育て支援法」とあるのは「並びに子ども・子育て支援法」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</u></p> <p>6～19 （略）</p>	<p>において「後期高齢者支援金等」という。) 及び同法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）<u>並びに」</u>と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>6～19 （略）</p>

議案第26号の参考資料

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第7条（略） <u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u></p> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第7条（略）</p>

改正案	現行
<p><u>ウナ設備の位置、構造及び管理の基準</u>については、<u>第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、<u>第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）</u>の規定を準用する。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p><u>第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。第29条の9において同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p><u>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器</p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備</u>（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、<u>第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）</u>の規定を準用する。</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p><u>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するとき</u>は、<u>窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p><u>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及</p>

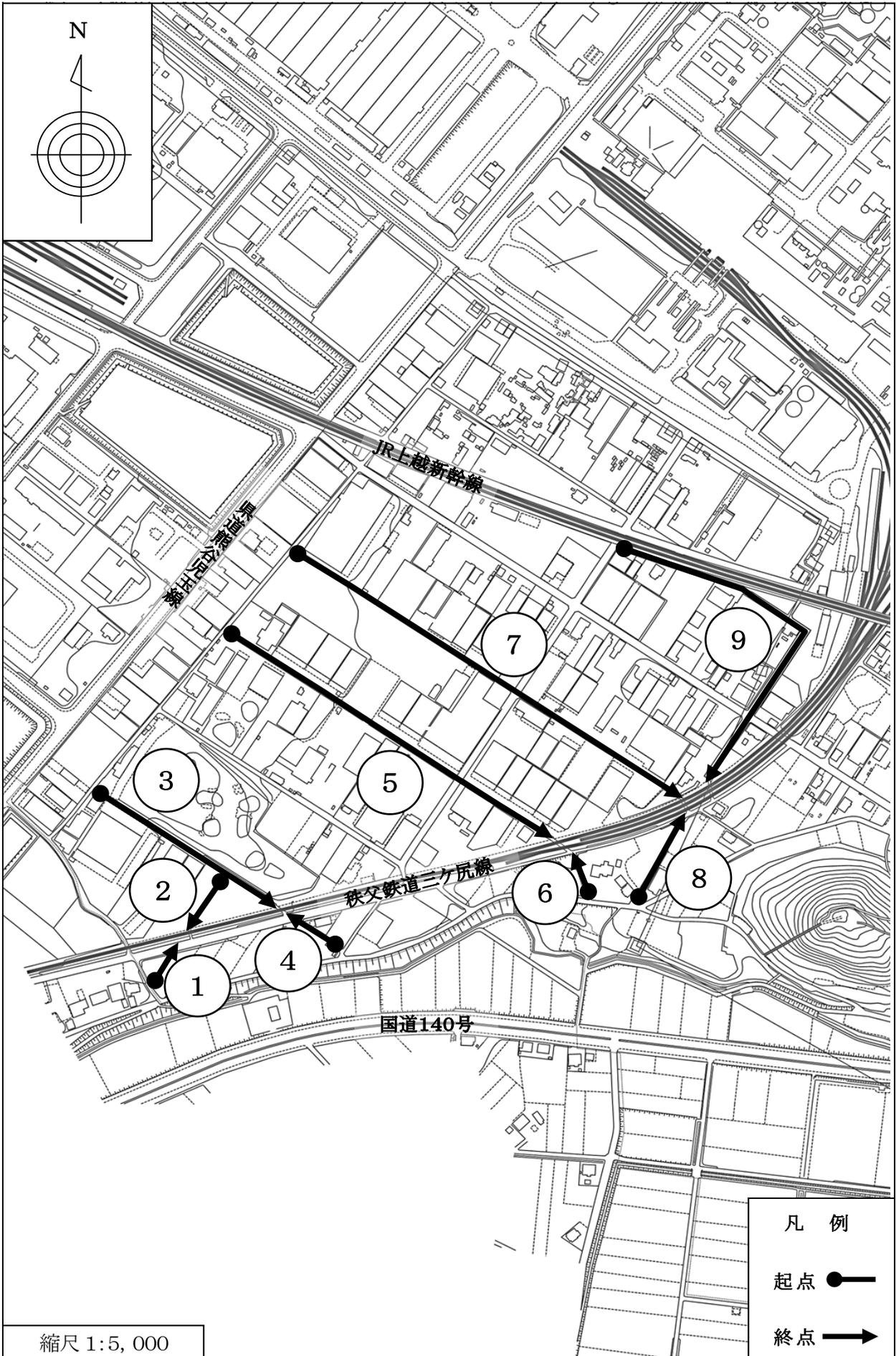
改 正 案	現 行
<p>具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章の2 (略)</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p>	<p>の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章の2 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第1項第6号</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為（<u>たき火を含む。</u>）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第6号</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p>



## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 41137 号線	廃止する市道40193号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
2	市道 41138 号線	廃止する市道40193号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
3	市道 41139 号線	廃止する市道40194号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
4	市道 41140 号線	廃止する市道40194号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
5	市道 41141 号線	廃止する市道40197号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
6	市道 41142 号線	廃止する市道40197号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
7	市道 41143 号線	廃止する市道40198号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
8	市道 41144 号線	廃止する市道40200号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
9	市道 41145 号線	廃止する市道40200号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため

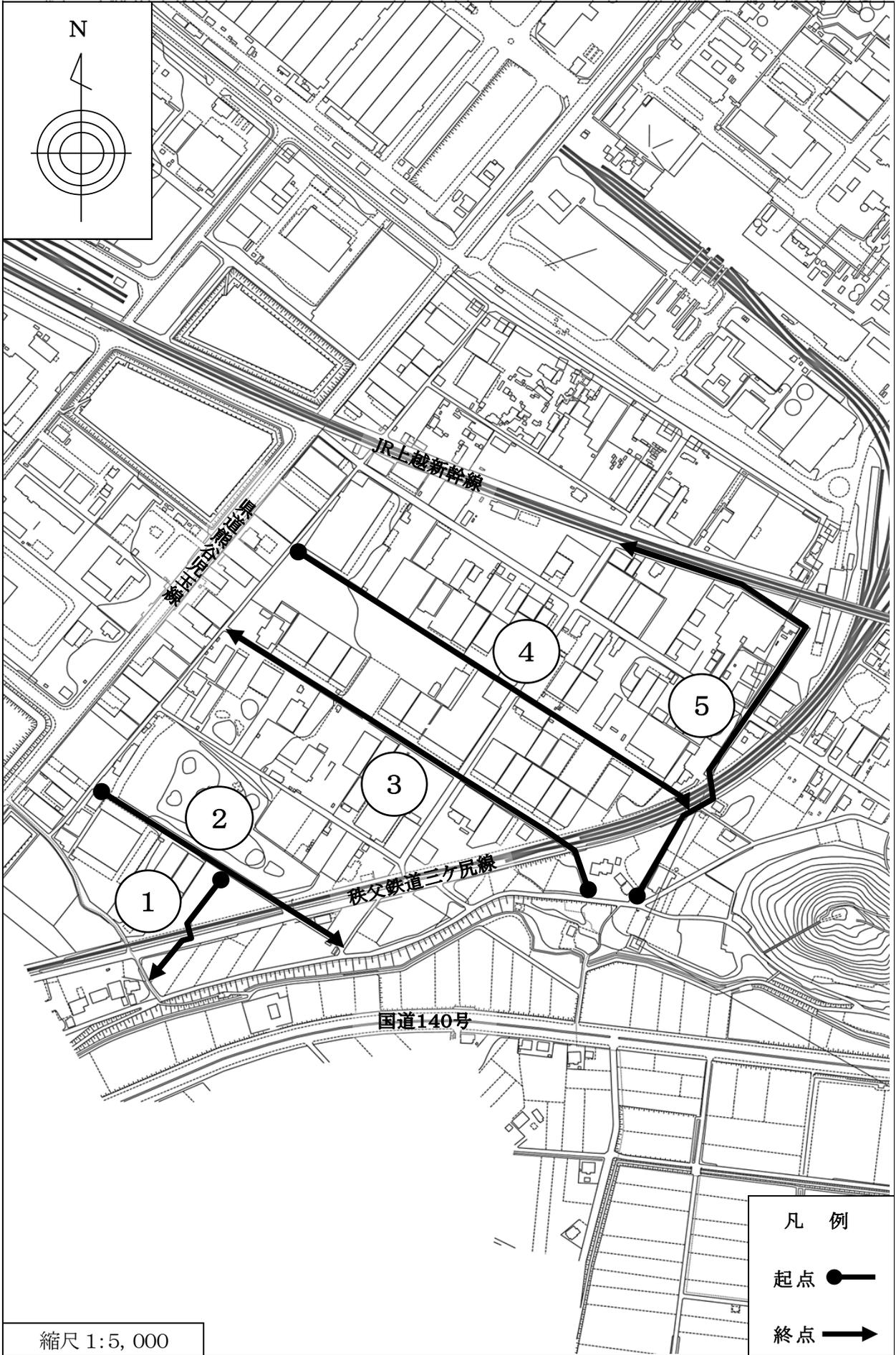


整理 番号	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
1	市道 41137号線	三ヶ尻字八貫目3622番1地先	1.8~2.0	61.3
		三ヶ尻字八貫目3620番2地先		
2	市道 41138号線	三ヶ尻字八貫目3619番1地先	1.8~2.0	67.2
		三ヶ尻字八貫目3623番1地先		
3	市道 41139号線	三ヶ尻字八貫目3651番地先	2.8~5.1	220.1
		三ヶ尻字八貫目3616番3地先		
4	市道 41140号線	三ヶ尻字八貫目3610番地先	3.0~5.1	74.7
		三ヶ尻字八貫目3663番2地先		
5	市道 41141号線	三ヶ尻字大塚3768番地先	3.0~6.2	394.3
		三ヶ尻字八貫目3525番1地先		
6	市道 41142号線	三ヶ尻字八貫目3522番2地先	3.0~3.6	54.7
		三ヶ尻字八貫目3518番4地先		
7	市道 41143号線	三ヶ尻字新山3811番地先	2.3~9.0	455.6
		三ヶ尻字八貫目3495番1地先		
8	市道 41144号線	三ヶ尻字八貫目3521番地先	3.5~8.2	111.4
		三ヶ尻字森3494番3地先		
9	市道 41145号線	三ヶ尻字出口3297番3地先	2.3~10.7	392.2
		三ヶ尻字出口3341番1地先		



## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 40193 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
2	市道 40194 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
3	市道 40197 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
4	市道 40198 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため
5	市道 40200 号線	秩父鉄道の踏切が閉鎖されたため



整理 番号	路線名	起 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
		終 点		
1	市道 40193号線	三ヶ尻字八貫目3619番1地先	1.8~2.0	141.7
		三ヶ尻字八貫目3622番1地先		
2	市道 40194号線	三ヶ尻字八貫目3651番地先	2.2~5.1	303.3
		三ヶ尻字八貫目3610番地先		
3	市道 40197号線	三ヶ尻字八貫目3522番2地先	3.0~6.2	465.9
		三ヶ尻字大塚3768番地先		
4	市道 40198号線	三ヶ尻字新山3811番地先	2.3~9.0	479.0
		三ヶ尻字八貫目3595番4地先		
5	市道 40200号線	三ヶ尻字八貫目3521番地先	2.1~10.7	547.1
		三ヶ尻字出口3297番1地先		

議案第30号の参考資料 事業契約の締結についての変更について（（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その1））

変 更 契 約 代 金 額 算 出 表

当 初 事 業 費	変 更 事 業 費	増 加 額
税込	税込	税込
2,683,099,126	3,177,429,790	494,330,664

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{変 動 前 対 象 事 業 費} \\ \hline 1,068,490,846 \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{出 来 高 金 額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \times \frac{15}{1000} = \begin{array}{|c|} \hline \text{P F I 事 業 者 負 担 額} \\ \hline 16,027,362 \\ \hline \end{array}$$

(出来高率) 0%

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当 初 契 約 代 金 額} \\ \hline 2,683,099,126 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{増 加 額} \\ \hline 494,330,664 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{P F I 事 業 者 負 担 額} \\ \hline 16,027,362 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変 更 契 約 代 金 額} \\ \hline 3,161,402,428 \\ \hline \end{array}$$

当初契約代金額との差額 478,303,302 円の増

議案第31号の参考資料 事業契約の締結についての変更について（（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その2））

変 更 契 約 代 金 額 算 出 表

当 初 事 業 費	変 更 事 業 費	増 加 額
税込	税込	税込
1,982,312,605	3,051,767,768	1,069,455,163

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{変 動 前 対 象 事 業 費} \\ \hline 1,780,509,153 \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{出 来 高 金 額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \times \frac{15}{1000} = \begin{array}{|c|} \hline \text{P F I 事 業 者 負 担 額} \\ \hline 26,707,637 \\ \hline \end{array}$$

(出来高率) 0%

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当 初 契 約 代 金 額} \\ \hline 1,982,312,605 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{増 加 額} \\ \hline 1,069,455,163 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{P F I 事 業 者 負 担 額} \\ \hline 26,707,637 \\ \hline \end{array}$$

$$= \begin{array}{|c|} \hline \text{変 更 契 約 代 金 額} \\ \hline 3,025,060,131 \\ \hline \end{array}$$

当初契約代金額との差額 1,042,747,526 円の増